

○亀岡市子ども・子育て会議条例

平成25年10月5日

条例第29号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項及び第3項の規定に基づき、亀岡市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 子ども・子育て支援法第77条第1項各号の事務を処理するため、子ども・子育て会議を置く。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 公募の市民
- (5) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長がこれを招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ

による。

（意見の聴取）

第6条 会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

（庶務）

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。